

令和 3 年度 下野市地域防災計画の主な修正点について

No.	項目	修正箇所	修正内容
1	避難勧告の廃止	第 2 編第 1 章第 1 節 1 (P102) 第 2 編第 1 章第 11 節 3 (P137) 第 2 編第 2 章第 7 節(P330～334、340)	・避難勧告を廃止し避難指示への統一に伴う修正
2	指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等	第 1 編第 3 節 2(P6～12)	・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の更新に伴う修正
3	組織改編等	第 1 編第 2 節 3(P4)	・庁舎移転・解体による修正
4	社会的状況・統計情報	第 1 編第 2 節 1(P2) 第 1 編第 4 節(P14)	・近年の災害発生状況による修正 ・統計情報による市の面積、人口等の修正
5	要配慮者	第 2 編第 1 章第 1 節 6(P104) 第 2 編第 1 章第 5 節(P113～114) 第 2 編第 1 章第 5 節 5(P121～122) 第 2 編第 1 章第 6 節 1(P123～124)	・用語の統一による修正 ・外国人への配慮について修正 ・要配慮者への食料・備蓄品の配慮について修正
6	避難所管理・運営体制	第 2 編第 1 章第 11 節 3 (P137)	・指定管理者等との役割分担の明確化や専門家等との情報交換について修正
7	ボランティア	第 2 編第 1 章第 2 節(P105) 第 2 編第 1 章第 3 節(P110) 第 2 編第 2 章第 23 節(P425)	・ボランティア団体等について追記 ・災害時におけるボランティア受入・活動支援について修正
8	女性参画	第 2 編第 1 章第 2 節 3-(3) (P108)	・地域防災での女性参画・リーダー育成について追記
9	防災訓練	第 2 編第 1 章第 4 節(P111) 第 3 編第 1 章第 4 節(P704)	・市が行う防災訓練について修正
10	要配慮者利用施設	第 2 編第 1 章第 5 節 3(P120～121) 第 2 節第 1 章第 8 節 4(P128)	・要配慮者利用施設の非常災害対策計画の策定や県・市との連携等について修正
11	災害に強い都市整備	第 2 編第 1 章第 7 節(P125～126)	・災害に備えた都市整備についてや、分散型エネルギーの導入について記載

No.	項目	修正箇所	修正内容
12	道路アンダー冠水対策	第2編第1章第8節5(P128)	・道路アンダー冠水対策について修正
13	消防・救急・救助体制	第2編第1章第12節(P152)	・救急・救助用車両・資機材等の整備について追記
14	学校等の防災体制	第2編第1章第19節(P178)	・学校の防災管理等について修正
15	災害協定	第2編第1章第20節5(P182～)	・災害協定一覧を資料編で整理
16	災害廃棄物等	第2編第1章第21節(P184～) 第2編第2章第16節(P392～) 第3編第1章第20節(P715～)	・災害廃棄物等の処理体制の整備計画について追記 ・廃棄物処理活動について修正
17	業務継続性の確保	第2編第2章第1節(P256～) 第3編第2章第1節6(P801～)	・業務継続計画の策定等について追記
18	避難所の開設	第2編第2章第7節(P335～339)	・新型コロナウイルス感染症等や要配慮者対策について修正
19	医療救護活動	第2編第2章第10節(P355)	・災害救助法による実施基準について修正
20	保健衛生活動	第2編第2章第14節(P383)	・感染症対策について修正
21	文化施設等	第2編第2章第17節(P413)	・文化施設における応急対策について追記
22	帰宅困難者対策	第3編第1章第10節(P706)	・帰宅困難者対策について修正
23	天井の脱落防止	第3編第1章第15節2(P711)	・民間建築物の耐震性の強化促進について修正
24	ブロック塀等の倒壊防止	第3編第1章第15節6(P713)	・ブロック塀等の倒壊防止について修正
25	緊急地震速報	第3編第2章第2節(P806～)	・緊急地震速報の内容更新にともなう修正
26	原子力災害	第4編 (P901～986)	・原子力災害対策指針の改正にともなう修正